

法務省民商第716号
平成14年3月25日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

税理士法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号。以下「改正法」という。）が平成13年6月1日に、税理士法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第330号。以下「改正政令」という。）が同年10月17日に公布され、いずれも本年4月1日から施行されることとされたので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の税理士法（昭和26年法律第237号）を、「組登令」とあるのは改正政令による改正後の組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）をいいます。

記

第1 税理士法人

1 税理士法人の定義

税理士法人とは、税理士業務（法第2条第1項に規定する業務をいう。同条第2項）を組織的に行うことの目的として、税理士が共同して設立した法人をいうものとされた（法第48条の2）。

2 税理士法人の定款

(1) 税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が共同して定款を定め、当該定款について公証人の認証を受けなければならないこととされた（法第48条の8第1項、第2項、商法（明治32年法律第48号）第167条）。

(2) 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととされた（法第48条の8第3項）。

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 社員の氏名及び住所

才 社員の出資に関する事項
力 業務の執行に関する事項

(3) 税理士法人の定款を変更するには、総社員の同意を要することとされた(法第48条の21第3項、商法第72条)。

3 税理士法人の業務

(1) 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、法第2条第2項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができることとされた(法第48条の5)。

(2) 税理士法人は、(1)の業務のほか、租税に関する事項について裁判所において補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述する事務を当該税理士法人の社員又は使用人である税理士に行わせる事務の委託を受けることができることとされた(法第48条の6前段)。

4 名称使用制限

税理士法人は、その名称中に税理士法人という文字を使用しなければならないこととされた(法第48条の3)。

また、税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならないこととされた(法第53条第2項)。

5 税理士法人の外部の関係

社員が各自税理士法人を代表すること、定款又は総社員の同意をもって社員中特に税理士法人を代表すべき者を定め、又は数人の社員が共同して税理士法人を代表すべき旨を定めることができること等、税理士法人の外部の関係については、合名会社の外部の関係に関する商法の規定が準用される(法第48条の21第4項、商法第76条から第83条まで)。

第2 税理士法人の登記

1 税理士法人の登記

税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならないこととされた(法第48条の7第1項)。税理士法人の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、組登令の定めるところによる(組登令第1条、別表一)。

税理士法人が登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができないこととされた(法第48条の7第2項)。

税理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立することとされた(法第48条の9)。

2 登記すべき事項

税理士法人は、組登令第2条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次の事項を登記しなければならないこととされた(組登令第2条第6号、別表一)。

- (1) 社員(税理士法人を代表すべき社員を除く。)の氏名及び住所
- (2) 共同代表の定めがあるときは、その定め

3 添付書面

税理士法人の登記の申請書に添付すべき書面に関して、特に留意すべき事項

は、次のとおりである。

(1) 税理士であることを証する書面

税理士法人の社員は、税理士でなければならないこととされた（法第48条の4第1項）。

このため、設立の登記の場合における代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第1項）の一部として、その者が税理士であることを証する書面を添付しなければならない。税理士法人を代表すべき社員以外の社員がある場合における当該社員に関する事項を証する書面（組登令第16条第2項、別表一）並びに代表権を有する者の就任及び税理士法人を代表すべき社員以外の社員の入社による変更の登記の場合における当該変更を証する書面（組登令第17条第1項本文）に関しても、同様である。

なお、日本税理士会連合会会長が発行する税理士法人の社員資格証明書（別紙参照）は、この書面に該当する。

(2) 社員の氏、名又は住所の変更の登記

税理士法人を代表すべき社員以外の社員の氏、名又は住所の変更の登記の申請書には、代表権を有する者についてのこれらの変更の登記を申請する場合（組登令第17条第1項ただし書）と同様、当該変更を証する書面の添付を要しないこととされた（組登令第26条第5項）。

(3) 合併の登記

税理士法人が合併する場合には、債権者に対して異議があれば1月を下らない一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報をもって公告し、かつ、知れている債権者に対して各別に催告しなければならないこととされた（法第48条の21第6項、商法第100条第1項）。

税理士法人の合併による変更又は設立の登記の申請書には、当該公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない（組登令第19条第2項、第20条）。

4 設立又は合併を無効とする判決の登記

税理士法人の設立又は合併の無効は、訴えをもってのみ主張することができることとされた（法第48条の21第7項、商法第136条第1項、法第48条の21第6項、商法第104条第1項）。

税理士法人の設立又は合併を無効とする判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならないこととされた（組登令第13条本文、別表二）。

なお、この登記は、裁判所の嘱託によってする（組登令第15条前段）。